

# 河川事業の事業評価について

平成23年11月1日

河 川 部

# 河川事業の再評価について

## ◇国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

### 第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

#### 1 再評価の実施手続

(4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

### 第6 事業評価監視委員会

#### 2 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針(原案)について審議するものとする。

#### 6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

## ◇河川及びダム事業の再評価実施要領細目

### 第6 事業評価監視委員会

実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

# 河川事業の再評価について

第6の2

再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業

第4の1(4)

河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等の審議を経て「河川整備計画」の策定・変更を行った場合

第6の6

河川整備計画策定後、計画内容の点検のために、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、当該委員会において「審議」された場合



事業評価監視委員会で  
「審議」

事業評価監視委員会に  
「報告」



## ●大井川水系河川改修事業の再評価

河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等の審議を経て、平成23年10月に「大井川水系河川整備計画」が策定されたことから、事業評価監視委員会へ「報告」させていただくものです。